

# 保険医療機関における掲示事項

厚生労働大臣の定める掲示事項（令和7年4月1日現在）

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

## ○届出等に関する事項

本院は、次の施設基準に適合している旨、九州厚生局に届出をおこなっております。

### 1. 基本診療料の施設基準

有床診療所入院基本料 1

有床診療所急性期患者支援病床初期加算 医師配置加算 1

夜間緊急体制確保加算 看護配置加算 1 夜間看護配置加算 1

看護補助配置加算 1 看取り加算

機能強化加算

時間外対応加算 1

外来感染対策向上加算 サーベイランス強化加算 連携強化加算

### 2. 特掲診療料の施設基準

検体検査管理加算（Ⅰ）

CT撮影（16列以上64列未満のマルチスライスCT）

MRⅠ撮影（1.5テスラ以上3テスラ未満）

人工腎臓（慢性維持透析を行った場合1） 導入期加算

透析液水質確保加算 下肢末梢静脈疾患指導管理加算

脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅱ）

廃用症候群リハビリテーション料（Ⅱ）

運動器リハビリテーション料（Ⅰ）

呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）

在宅療養支援診療所 在宅療養実績加算

在宅時医学総合管理料 施設入居時等医学総合管理料

在宅がん医療総合診療料

### 3. 入院時食事療養（Ⅰ）

#### 有床診療所入院基本料

当院には、看護職員が7人以上勤務しています。

#### 食事療養

入院時食事療養（Ⅰ）の届出をおこなっており、管理栄養士によって管理された食事を、適温、適時（夕食については18時以降）で提供しております。

#### 保険外負担について

特別の療養環境の提供： 個室（シャワー、トレイ付） 6,000円（1床）

#### 機能強化加算

- ・他の医療機関の受診状況や、処方されているお薬の内容を確認し、当院での診察や処方に対応させていただきます。
- ・健康診断の結果等について、健康管理の相談に対応いたします。
- ・介護保険や福祉サービスの相談をお受けします。
- ・必要に応じて「専門医・医療機関」をご紹介します。
- ・訪問診療や往診に関して、24時間対応を行っています。

#### 明細書発行体制等加算

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者の方で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行いたしますので、ご希望の方はお申し出下さい。

#### 一般名処方

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。一般名処方によって先発医薬品でもジェネリック医薬品でも、薬剤師と相談して選ぶことができます。ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格を安くすることができるため、患者さんの負担軽減や、国の医療費の節減に繋がります。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分の名称」で記載して処方することです。厚生労働省が示している記載方法に準じて

【般】+「一般名」+「剤形」+「含量」で記載されます。

#### 長期処方・リフィル処方

患者さんの状態に応じ、

- ・28日以上長期処方を行うこと（原則60日程度まで）
- ・リフィル処方せんを発行すること

のいずれの対応も可能です。

※長期処方やリフィル処方せんの交付が対応可能かは、病状や薬剤の種類に応じて医師が判断致します。

#### 外来感染対策向上加算

当院では、感染対策防止部門を設置し院内感染防止対策に関する取り組みを行っております。また、第二種協定指定医療機関として宮崎県知事の指定を受けており、受診の有無に関わらず発熱患者等の受入れを行っております。